

旅行業務取扱料金表

旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面

国内旅行：手配旅行契約

手配旅行に係る取扱料金（消費税が別途加算されます）

内 容	料 金
取扱料金	
運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	旅行費用総額の20%以内（下限1500円）
宿泊機関を単独で手配する場合	宿泊機関1件1手配につき費用の20%以内（下限500円）
私鉄・フェリー・バス等の運輸機関を単独で手配	1人1区間につき20%以内（下限1000円）
JR・航空機（JAL・ANA・ADO・SFJ・SKY）を単独で手配	
航空機（ジェットスター、ピーチ、上記以外）を単独で手配	1人1区間につき20%以内（下限2000円）
観光券等を単独で手配	機関1件につき20%以内（下限1000円）
添乗サービス料金（宿泊、交通費等の旅行実費を除く。）	添乗員1人1日につき30000円
変更手続料金	運送機関・宿泊機関等の予約・手配の変更 それぞれ1件につき1000円
取消手続料金	運送機関・宿泊機関等の予約・手配の変更 それぞれ1件につき1000円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合 1件につき500円 （電話料、通信料は別途）

- (注) 1. 手配とは、予約の必要のない発券のみも含まれます。
2. お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、取扱料金とは別に上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
3. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
4. 上記料金には消費税が含まれていません。

相談料金（消費税が別途加算されます）

区 分	内 容	料 金
観 光 旅 行	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分まで)2000円以降30分ごと2000円
	(2) 旅行計画の作成	3000円
	(3) 旅行に必要な費用の見積り（運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合）	3000円
	(4) 運送機関の運賃・料金見積り	1件につき2000円
	(5) 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料（A版）1枚につき1000円
お客様の依頼による出張相談		上記(1)から(5)までの料金に交通費実費

(注) 上記料金には消費税が含まれておりません。